

赤塚税務会計事務所通信

贈与税

～贈与税改正のおさらい～

2024年も残すところあと1か月となりました。今年は、年明け早々に能登地震があったり、大雨や酷暑に見舞われたりと、自然災害に悩まされる1年だったように思います。

さて、年末に気にすべきものとして贈与税があります。贈与税は、1月から12月までの1年間に贈与を受けた財産に対して課税される税金です。今年は大きな法改正が施行された最初の年ですので、改めて贈与税・相続税の改正内容を振り返ってみましょう。

暦年贈与と相続時精算課税

まずは、改正前の贈与税の基本的な仕組みについてです。贈与税の計算方法としては、原則的な方法(暦年課税)と相続時精算課税という2つの計算方法があります。

相続時精算課税を使う場合には、税務署に対して相続時精算課税制度選択届出書を提出する必要があります。

また、特例贈与財産のほうが、贈与税額が小さくなります。

改正前の暦年課税による贈与財産について、相続が発生した場合には、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産を相続財産に加算することになっていました。本来、相続税は相続時に被相続人が有していた財産に課税されるものですので、相続開始前に贈与した財産(被相続人の財産ではなくなくてももの)については、対象外です。しかし、相続直前に財産を贈与し、相続税を免れることを防止する観点から、このような仕組みが設けられています。

暦年課税

暦年課税については、毎年110万円の基礎控除があります。1年に110万円を超える財産の贈与を受けた場合には贈与税の申告・納付をする必要があります。

贈与税の金額は、一般贈与財産か特例贈与財産かによって異なります。特例贈与財産とは、18歳以上の者が直系尊属(父母や祖父母)から贈与を受けた財産をいい、一般贈与財産とは特例贈与財産以外ものをいいます。税率は10%から55%まであり、財産の価額が大きくなるにつれ、税率が高くなる仕組みになっています。

相続時精算課税

相続時精算課税とは、60歳以上の父母又は祖父母などから18歳以上の子または孫に対して贈与した場合に選択できる制度です。

相続時精算課税制度は贈与者ごとに選択することができます。例えば、父からの贈与については相続時精算課税を選択し、母からの贈与については暦年課税を選択することができます。

～裏面に続きます～

ただし、一度相続時精算課税を選択してしまうと、その贈与者からの贈与については、毎年必ず相続時精算課税により贈与税額を計算する必要があります。

相続時精算課税制度を使った場合には、生涯を通じて 2,500 万円の特別控除額を適用し、それを超えた分につき、税率 20%で贈与税額を計算します。暦年課税のように財産の価額により税率が変動するわけではなく、一律 20%となります。

また、文字通り相続時に精算する制度ですので、相続時精算課税制度を使い贈与を受けた財産については、すべて相続財産として相続税の対象となります(相続税から、既に支払った贈与税を控除することができます)。改正前の暦年課税については、相続発生前 3 年以内の贈与財産のみが相続財産に加算されますが、相続時精算課税については、年数を問わず全ての贈与財産が相続財産に加算されます。

贈与税の改正

前置きが長くなりましたが、ここからが贈与税の改正についてです。今回の法改正は令和 6 年以後の贈与について適用されます。

【相続時精算課税について年 110 万円の基礎控除の導入】

改正前は、一人の贈与者につき、生涯で 2,500 万円の特別控除額がありました。暦年課税のような

年 110 万円の基礎控除はありませんでした。

令和 6 年以後については、相続時精算課税についても年 110 万円の基礎控除が認められることとなりました。基礎控除内の贈与については、相続時に相続財産として加算する必要もありませんので、相続時精算課税を使う方に対しては、減税となる改正となっています。

【暦年贈与による相続財産の加算を 3 年から 7 年に延長】

改正前は相続開始前 3 年以内であった贈与財産の相続財産への加算について、令和 6 年 1 月 1 以降に贈与した財産については、相続財産への加算が 7 年に延長されました。この点については、贈与税自体に増税効果はありませんが、将来の相続税額が大きくなることとなりますので、贈与・相続を通じてみると増税となる改正となっています。

まとめ

贈与税は相続税の補完税ともいわれるように、贈与税と相続税は密接に関係しています。特に暦年課税を使うのか相続時精算課税を使うのかにより贈与税・相続税の金額に差が出てしまいます。

今回の改正は制度として大きく変わる内容ですので、しっかりと検討してどちらの制度が良いのか見極めていきましょう。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803

FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！